I-2 障害(者)の範囲 素案

ひょうだい ほう たいしょうきてい 【表題】法の対象規定

けつろん 【**結 論**】

○ 障害者 (障害児を含む 以下、同じ)の定義を次のように定める。 はうりつ しょうがいしゃ しょうがいじ ふく この法律において障害者 (障害児を含む)とは、身体的又は精神的 きのうしょうがい ゆう もの きのうしょうがい かんきょう きいん しょうへき な機能障害を有する者であって、その機能障害と環境に起因する障壁 がだ そうごさよう にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ せいげん う ものとの間の相互作用により、日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいう。

じょうききのうしょうがい しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがい と 記機能障害には、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害をふく た しんしん きのうしょうがい まんせいしっかん ともな きのうしょうがい ふく含む。)その他の心身の機能障害(慢性疾患に伴う機能障害を含む)を含む。

せつめい 【説明】

tcま う ほうかつてききてい (1) 「谷間」を生まない 包 括 的 規定について

これまでの国際的、国内的確認を踏まえれば、支援を必要としている全ての障害者をもれなく対象とする規定を設ける方向性は、全ての関係者を決する。 これまでの国際的、国内的確認を踏まえれば、支援を必要としている全ての障害者をもれなく対象とする規定を設ける方向性は、全ての関係者を表す。 これをいる また、年齢の規定を設けることによって支援の対象から排除されることのないように、障害者の定義に障害児を含むものとして表でい規定した。

しんたいてき せいしんてき きのうしょうがい (2) 「身体的または精神的な機能障害」について

にようがいもけんりじょうやく じょう しんだいてき せいしんてき ちてきまた かんかくてき きのう 障害者権利条約1条の「身体的、精神的、知的又は感覚的な機能 しょうがい しょうがいしゃきほんほうかいせいあん ねん がつ にちかくぎけってい しんたいしょうがい 障害」や障害者基本法改正案 (2011年4月22日閣議決定)の「身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害」という規定があること れいじれっきょてき きてい かんが 人間 から、例示列挙的な規定も考えられたが、例示以外が実際的には除外される たび ほうかいせいさぎょう がる危険性が高まり、新たな障害が発見・認知される度に法改正作業が もんだい たか る る な ど、多くの問題がある。そこで、法律上の障害者の定義は ほうかつてき きほん かか きのうしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがい だっては、「身体障害、知的 はったってき なものを基本として掲げ機能障害については、「身体障害、知的 はったい はったっしょうがい せいしんしょうがい はったっしょうがい だったいん きのうしょうがい せいしんしょうがい はったっしょうがい なく たっかん ともな きのうしょうがい なく たっかん ともな きのうしょうがい なったっとしたいう 形で、例示した。

きのうしょうがい がいねん せかいほけんきこう なお、「機能障害」の概念については、世界保健機構(WHO)により、ICIDH こくさいしょうがいぶんるい ねん きのうしょうがい しんりてき (国際障害分類,1980年)において、「機能障害 (impairments)」は「心理的、せいりてきまた かいぼうてき こうぞうまた きのう 生理的又は解剖的な構造又は機能のなんらかの喪失又は異常である」ときてい こくさいせいかつきのうぶんるい ねん スんい 規定され、ICF(国際生活機能分類,2001年)においても、「著しい変異や しんしんきのう しんたいこうぞうじょう もんだい 要失などといった、心身機能または身体構造上の問題」とし、その網羅的 ぶんるいこうもく しめ な分類項目も示されている。

しょうがいしゃけんりじょうゃく しょうがいしゃ がいねん また、障害者権利条約においても、障害 (disability)や障害者の概念 せいり ようそ きのうしょうがい つか を整理する要素として「機能障害」が使われている。ICFは、「障害の理解やてきせつ しさくすいしんとう かんてん かつようほうさく けんとう ねん 適切な施策推進等の観点からその活用方策を検討する。」(2002年しょうがいしゃきほんけいかく せかいてき こうち で言者基本計画)とあり、世界的にも公知のものとなっている。

まんせいしっかん ともな きのうしょうがい ふく (3) 「慢性疾患に伴う機能障害を含む」について

 ちゅういてき きてい 注意的に規定した。

^{かんきょう} きいん しょうへき がん そうごさょう (4) 「環境に起因する障壁との間の相互作用」について

にょうがいしゃけんりじょうやく ぜんぶん こう さんこう さんこう じょうがい にょうがいしゃ ほか 障害者権利条約の前文 (E) 項を参考に、「障害」を、障害者が他のもの びょうどう たちば しゃかい さんか せいげん かんきょう しょうへき そうごさよう しょう きんか せいげん かんきょう しょうへき として捉え、そうした参加の制限が環境の障壁との相互作用で生じていることを示すものである。なおこれは参加の制限を解決するために障壁除去が重要であることを一般的に示すための説明であって、本法の支援の対象者であるいな かくにん さい ここしょうがいしゃ ぐたいてき しょうへき そうごさようか 否かを確認する際に、個々の障害者について具体的に障壁や相互作用をとくてい ひつよう 特定する必要はない。

(5) 「日常生活または社会生活に制限」について